法第３５条（敷地内の通路）

建築物又は渡り廊下と敷地内の通路の関係

１．令第１２８条に規定する敷地内通路について、次の各号に該当する出口から道路等に通ずる幅員１．５m以上の通路は、建築物の内部を通過することができる。

① 建築物内部の通路（以下「通路」という。）は通行運搬のみに使用されるものであり、かつ、両端に閉鎖式設備を設けないこと。

② 通路部分は主要構造部を耐火構造とし、これに接続する建築物は、主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られたものであること。

③ 通路に面する壁面には開口部を設けないこと。ただし通路の幅員が３m以上であり、かつ、出入口に令第１１２条第１４項に定める特定防火設備を設けたものについてはこの限りでない。

④ 通路の幅員及び高さは、通路の延長に応じて次の表に定める数値以上とすること。

通路の延長	通路の幅員	通路の高さ
10m以下	1.5m以上	2.4m以上
10mを超え 15m以下	2.0m以上	2.4m以上
15mを超え 20m以下	2.5m以上	2.4m以上
20mを超えるもの	3.0m以上	3.0m以上

２.前項②から④までの規定は、次の各号に該当する渡廊下を横ぎるものについては適用しない。ただし、通路が横ぎる部分にある渡廊下の開口部が幅２．５m以上、かつ、高さ２．４m以上のものに限る。

① 幅が３m以下であること。

② 主要構造部は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、外気に開放された構造であること。

③ 通行運搬以外の用途に供しないこと。